久喜市(仮称)本多静六記念 市民の森・緑の公園整備基金条例

(設置)

第1条 (仮称)本多静六記念 市民の森・緑の公園の整備に要する経費に充て るため、久喜市(仮称)本多静六記念 市民の森・緑の公園整備基金(以下「 基金」という。)を設置する。

(積立て)

- 第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。 (管理)
- 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法 により保管しなければならない。
- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金 に編入するものとする。

(処分)

第5条 市長は、第1条の目的のため、基金の全部又は一部を一般会計歳入歳出 予算に計上して処分することができる。

( 繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間 及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することがで きる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成27年2月9日提出

久喜市長 田 中 暄 二

## 提案理由

(仮称)本多静六記念 市民の森・緑の公園の整備費用に充てる基金を設置したいので、この案を提出するものであります。